

## 富里市ふるさと自然公園使用料（令和元年10月1日～）

区分		単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為をすること		1人につき1日	110円
		1平方メートルにつき1日	110円
業として写真の撮影を行う場合	常時	写真機1台につき1月	3,850円
	臨時	写真機1台につき1日	385円
(略)			
興行		1平方メートルにつき1日	55円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること		1平方メートルにつき1日	5.5円

### 備考

- 1 使用料の額は、金額の欄に定める額に、当該使用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。ただし、当該使用の期間が翌年度にわたる場合においては、金額の欄に定める額に、各年度における使用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 2 使用面積が、1平方メートル未満のもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルにそれぞれ切り上げるものとする。
- 3 使用料が月額で定められているものについては、使用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月にそれぞれ切り上げるものとする。
- 4 使用料が面積を単位として定められているものについては、使用の総面積に日数を乗じたものを1件とする。
- 5 使用料の額が1件50円未満の場合は、50円とする。

### ゲートボールコート 廃止

### 1 テニスコート

時間	区分	一般		小・中・高校生	
		平日（土曜含む）	日曜・祝日	平日（土曜含む）	日曜・祝日
2時間以内		330円	440円	220円	330円
4時間以内		660円	880円	440円	660円
6時間以内		880円	1,210円	660円	880円
8時間以内		1,100円	1,540円	770円	1,100円
10時間以内		1,320円	1,870円	880円	1,320円

テニスコートは、1面とする。

### 2 サッカー兼野球場

時間	区分	一般		小・中・高校生	
		平日（土曜含む）	日曜・祝日	平日（土曜含む）	日曜・祝日
2時間以内		440円	550円	330円	440円
4時間以内		880円	1,100円	660円	880円
6時間以内		1,210円	1,540円	770円	1,100円
8時間以内		1,540円	1,980円	880円	1,320円
10時間以内		1,870円	2,420円	990円	1,540円